

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 9 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 62 号
【管轄省庁】	国会
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日
【法令のあらまし】	<p>① 一定の常時勤務することを要しない国会職員（「非常勤職員」という。）について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日まで育児休業をすることができるようにする。（第3条第1項関係）</p> <p>② 一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができるようにする。（第20条第1項関係）</p>
【改正される法令】	国会職員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 108 号）